

R7予算額 16,627,123千円

※下線部R7拡充内容

保育サービス推進事業

1. 制度の目的・概要

特別保育事業等(延長保育、障害児保育、アレルギー児対応等)の推進など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。

2. 主な補助条件

・財務情報等の公表(毎年)

事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、区市町村に提出するとともに、利用者及び施設の全ての職員に対して公表すること。

2. 補助対象施設・事業、補助率

種別	補助率	実施主体
認可保育所(社会福祉法人等 ※)	都10／10	東京都
認可保育所(上記以外)		区市町村
認定こども園 (全類型。ただし、1号認定を除く)		
小規模保育事業	都1／2、 区市町村1／2	
事業所内保育事業 (ただし、従業員率は84／100)		
家庭的保育事業(国制度)		
居宅訪問型保育事業		

(注)設置主体は問わない。ただし、公立施設は除く。

※社会福祉法人等とは、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人、平成26年度時点で都のサービス推進費の対象となっている宗教法人及び個人

4. 補助項目

- ・零歳児保育対策実施かつ産休明け保育
- ・延長保育事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・休日保育
- ・一時預かり事業・定期利用保育事業
- ・障害児保育(特児対象、知的、身体)
- ・分園設置
- ・アレルギー児対応
- ・夜間保育
- ・育児困難家庭への支援
- ・外国人児童受入れ
- ・年末年始保育
- ・小中高生の育児体験受入れ
- ・保育所等体験、出産を迎える親の体験学習
- ・保育拠点活動支援(実習生や研修生等の受入れ)
- ・不適切保育防止研修実施加算
- ・メンタルヘルス研修実施加算
- ・第三者評価受審費
- ・すくわくプログラム推進事業※ など

※すくわくプログラム推進事業は、公立施設も対象。また、施設種別を問わず、補助率都10/10

保育サービス推進事業等の拡充について(R7加算項目の新設)

R7年度の取組

■ 保育サービス推進事業等に2項目を追加する

1. 「不適切保育防止研修実施加算」の新設

「不適切保育」防止に関する理解・取組を深める十分な教育機会を提供するため、地域その他施設へ参加を呼びかけた上で、専門家による研修を実施

2. 「メンタルヘルス研修実施加算」の新設

保育職員の確保・定着のため、地域その他施設へ参加を呼びかけた上で、職員の「メンタルヘルス」をテーマにした、専門家による研修を実施

対象施設	認可保育所、認定こども園、認証保育所、小規模保育	
算定方法 (年額)	実施回数年1回かつ参加延べ人数10人以上	(補助額：100,000円)
	実施回数年2回かつ参加延べ人数20人以上	(補助額：200,000円)
	実施回数年4回かつ参加延べ人数40人以上	(補助額：400,000円)

保育力強化事業

1. 制度の目的・概要

特別保育事業等(障害児保育、アレルギー児対応等)の推進や認証保育所独自の取組など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。

2. 主な補助条件

・財務情報等の公表(毎年)

事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、区市町村に提出するとともに、利用者及び施設の全ての職員に対して公表すること。

2. 補助対象施設・事業、補助率

種別	補助率	実施主体
認証保育所	都10／10	区市町村
多様な他者との関わりの機会の創出事業		
家庭的保育事業(都制度)	都1／2、 区市町村1 ／2	
定期利用保育事業 (一時施設、専用施設のみ)		
一時預かり事業(緊急一時預かり)		

(注)設置主体は問わない。ただし、公立施設は除く。

※定期利用保育事業、一時預かり(緊急一時預かり)については、中核市は対象外

4. 補助項目

- ・零歳児保育
- ・病児・病後児保育事業
- ・一時預かり事業、定期利用保育事業
- ・障害児保育(特児対象、知的、身体)
- ・アレルギー児対応
- ・育児困難家庭への支援
- ・外国人児童受入れ
- ・小中高生の育児体験受入れ
- ・保育所等体験、出産を迎える親の体験学習
- ・保育拠点活動支援(実習生や研修生等の受入れ)
- ・不適切保育防止研修実施加算
- ・メンタルヘルス研修実施加算
- ・第三者評価受審費
- ・すくわくプログラム推進事業
- ・認証保育所独自の取組加算
(育児講座・育児相談、健康増進支援、職員研修・外部研修、看護職等配置)